

地域資源を活用した

インバウンド向け誘客コンテンツの造成・販売等一貫した取組を支援します！

# 福島県インバウンド誘客強化支援補助金

福島県は、県内の自然や歴史、文化などの地域資源を活用し、多様化する訪日外国人観光客の旅行形態やニーズに対応した魅力ある地域の観光コンテンツの造成や、磨き上げ等の取組及び適時適切な誘客につながるプロモーションによる地域内の観光消費拡大までの一貫した取組を支援します！

## 募集期間

令和6年7月5日（金）～7月30日（火） 17：00

【期間内必着】

※申請後、審査により交付決定となります。

## 補助対象となる事業

以下の全てに該当する事業

- 地域に根ざした観光コンテンツの造成又は磨き上げを行う取組
- 地域の観光消費拡大を図る取組
- 本事業実施期間内に、自社等のホームページ、商談会、OTA等を活用して積極的に情報発信を行い、販売導線を構築する取組
- 本事業実施期間内に、観光コンテンツの販売を行う取組
- 本事業終了後も観光コンテンツの販売及び継続的に事業を実施することを前提とした取組

## 補助対象者

- 本県に所在する観光地域づくり法人(DMO)
- 本県に所在する観光協会、商工会等
- 本県の観光関連事業者等により構成された任意団体や協議会等（規約等により代表者の定めがあり、財産の管理を適正かつ継続的に行うことができるものに限る）
- 県内市町村

## 補助金交付額

補助率：補助対象経費の2/3以内

補助限度額：上限250万円



## 申し込み方法 事業詳細

ホームページ内に掲載している交付要綱、実施要領等を御確認の上、必要書類を郵送又は持参にてお申し込みください

ホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031a/kankou-inbound.html>



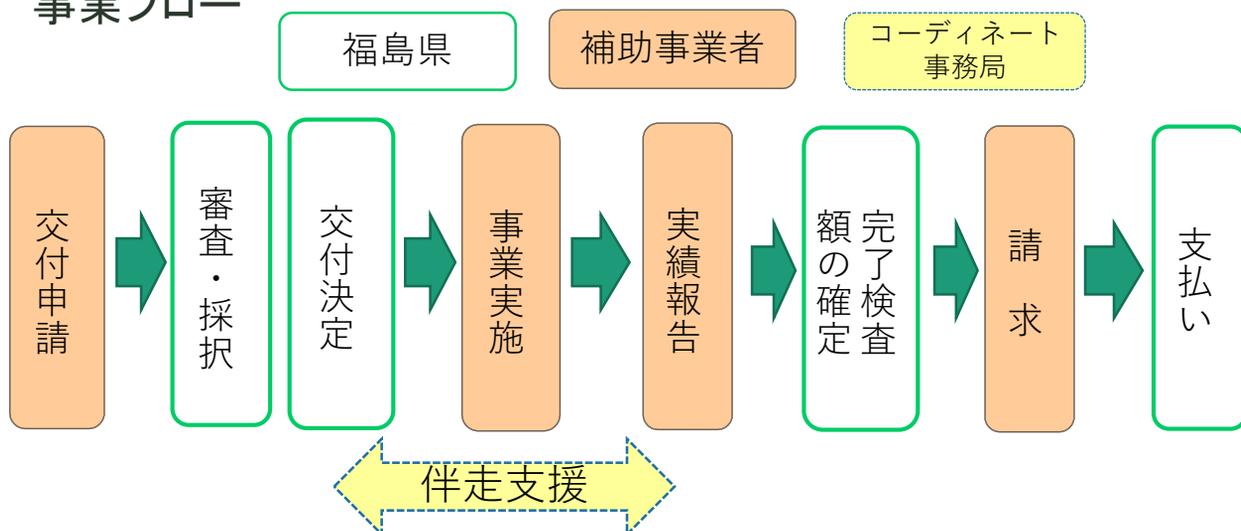
福島県観光交流局  
観光交流課

提出先・問合せ先

〒960-8670 福島市杉妻町2-16(西庁舎11階)

TEL：024-521-7287

# 1 事業フロー



## 2 補助対象経費等

補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者の情報収集、商品PRに要する交通費や宿泊費（国外渡航の場合、福島空港の利用必須）</li> <li>チラシ・ポスター等の印刷製本費、広告掲載費</li> <li>通信運搬費、保険料</li> <li>会場使用料、機材の借上料</li> <li>イベント企画に要する委託料、会場設営、ホームページ制作費等事業の一部を委託する費用</li> <li>モニターツアー・招請に要する経費</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>従前から実施している事業の実施に要する経費</li> <li>マーケティング調査（市場調査、ニーズ調査等）に係る経費</li> <li>会食費、弁当代等飲食費、娯楽、接待の費用</li> <li>テレビ、パソコン、タブレット端末、携帯電話、スマートフォン、プリンターなど、汎用性が高く、目的外使用になり得るものの購入にかかる経費</li> <li>免許・特許等の取得、登録費用</li> <li>他団体への負担金、補助及び交付金</li> <li>その他本事業に直接関係のない経費</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

## 3 応募方法等概要

提出書類等	<p>※申請に当たっては、必ず交付要綱、交付要領・Q &amp; A集を確認してください</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>提出書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>交付申請書</li> <li>事業計画書</li> <li>誓約書</li> <li>収支予算書</li> <li>その他必要な書類</li> </ul> </li> <li>提出部数 1部</li> <li>提出方法 郵送又は持参</li> </ol>
審査・採択	募集期間内に提出された書類を、要領記載の審査基準により審査し、募集期間終了の日から2週間以内に採択の可否を決定し、通知します。
事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業の着手は、県からの交付決定を受けた後に行ってください。</li> <li>補助事業実施期間中は、県から委託を受けたコーディネート事務局による伴走支援を行います。（伴走支援に係る補助事業者の費用負担はありません）</li> <li>事業実施においては、事業効果を測定するため、来訪者数、利用者数、売り上げ状況等定量的効果の把握を必ず行ってください。</li> </ul>